

第14期 中間決算公告

平成26年12月26日

東京都千代田区神田錦町三丁目26番地  
ソニー銀行株式会社  
代表取締役社長 石井 茂

中間連結貸借対照表（平成26年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	90,339	預 金	1,824,664
コールローン及び買入手形	6,000	コールマネー及び売渡手形	6,000
金 銭 の 信 託	21,514	借 用 金	40,000
有 価 証 券	762,745	外 国 為 替	88
貸 出 金	1,092,110	そ の 他 負 債	59,618
外 国 為 替	6,499	賞 与 引 当 金	387
そ の 他 資 産	23,380	退 職 給 付 に 係 る 負 債	790
有 形 固 定 資 産	1,077	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	59
無 形 固 定 資 産	4,461	ポ イ ン ト 引 当 金	75
繰 延 税 金 資 産	145	繰 延 税 金 負 債	79
貸 倒 引 当 金	△1,424	負 債 の 部 合 計	1,931,765
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	31,000
		資 本 剰 余 金	21,000
		利 益 剰 余 金	17,985
		株 主 資 本 合 計	69,985
		その他有価証券評価差額金	6,368
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,506
		為 替 換 算 調 整 勘 定	0
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△54
		その他の包括利益累計額合計	3,806
		少 数 株 主 持 分	1,292
		純 資 産 の 部 合 計	75,085
資 産 の 部 合 計	2,006,850	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,006,850

中間連結損益計算書 ( 平成26年4月1日から )  
平成26年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>18,655</b>
資金運用収益	13,121
（うち貸出金利息）	(6,994)
（うち有価証券利息配当金）	(6,075)
役員取引等収益	2,591
その他業務収益	2,776
その他経常収益	166
<b>経常費用</b>	<b>15,386</b>
資金調達費用	4,884
（うち預金利息）	(2,548)
役員取引等費用	1,736
その他業務費用	83
営業経費用	8,671
その他経常費用	10
<b>経常利益</b>	<b>3,268</b>
<b>税金等調整前中間純利益</b>	<b>3,268</b>
法人税、住民税及び事業税	973
法人税等調整額	221
<b>法人税等合計</b>	<b>1,195</b>
<b>少数株主損益調整前中間純利益</b>	<b>2,073</b>
<b>少数株主利益</b>	<b>16</b>
<b>中間純利益</b>	<b>2,057</b>

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間連結財務諸表の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 2社  
会社名 株式会社スマートリンクネットワーク  
SmartLink Network Hong Kong Limited  
非連結の子会社 該当事項はありません。

#### 2. 連結される子会社の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。  
9月末日 2社

### 会計処理基準に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行なっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法（当社及び連結される子会社の建物は、建物附属設備のみであります。）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～18年
その他	2年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

#### (4) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施して

おります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

当社の金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(11) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

## 会計方針の変更等

1. 「退職給付に関する会計基準」の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が16百万円、繰延税金資産が5百万円それぞれ増加し、利益剰余金が10百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益への影響は軽微であります。

## 表示方法の変更

### 1. (中間連結損益計算書関係)

従来、その他有価証券の金利リスクヘッジに係る損益のうちヘッジ手段である金利スワップ等の利息相当額は、その他業務収益及びその他業務費用に含めておりましたが、当中間連結会計期間より資金運用収益及び資金調達費用に含めて計上することに変更しております。

この変更は、ヘッジ対象である債券の運用残高の増大に伴い、当該ヘッジ取引の重要性が高まったこと等から、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益の区分を一致させることにより、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため行うものであります。

この結果、前中間連結会計期間において、その他業務費用に計上していた782百万円は、その他業務収益334百万円、資金調達費用1,116百万円として組み替えております。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は184百万円、延滞債権額は1,394百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は1,731百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,311百万円であります。なお、上記1. から3. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,000百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券 28,498百万円

#### 担保資産に対応する債務

コールマネー 6,000百万円

借入金 20,000百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券29,980百万円を差し入れております。また、その他資産には、先物取引差入証拠金は100百万円、保証金は460百万円が含まれております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,486百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが17,612百万円あります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 1,975 百万円
8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。
9. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は 11.79%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入額 55 百万円を含んでおります。
2. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 1,255 百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	90,339	90,339	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,305	8,711	405
その他有価証券	754,439	754,439	-
(3) 貸出金	1,092,110		
貸倒引当金 (*1)	△1,193	-	-
	1,090,917	1,189,959	99,042
資産計	1,944,002	2,043,449	99,447
(1) 預金	1,824,664	1,825,825	1,161
負債計	1,824,664	1,825,825	1,161
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	74	74	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(19,537)	(19,537)	-
デリバティブ取引計	(19,462)	(19,462)	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

債券及び投資信託は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBOR ベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。

負債

(1) 預金

預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBOR ベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして当社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券（平成26年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	7,966	8,355	388
	社債	339	355	16
	小計	8,305	8,711	405
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		8,305	8,711	405

2. その他有価証券（平成26年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	債券	249,278	242,228	7,049
	国債	58,689	55,826	2,863
	地方債	56,628	54,648	1,979
	社債	133,960	131,753	2,206
	その他	357,613	350,974	6,639
	外国債券	353,659	348,688	4,971
	その他の証券	3,954	2,286	1,668
	小計	606,892	593,202	13,689
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	債券	3,000	3,000	△0
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	3,000	3,000	△0
	その他	144,547	144,907	△359
	外国債券	144,547	144,907	△359
	その他の証券	-	-	-
	小計	147,547	147,908	△360
合計		754,439	741,111	13,328

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成26年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	当中間連結会計期間の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	514	-

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成26年9月30日現在）



	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超える もの(百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えない もの(百万円)
その他の金銭の信託	21,000	21,000	-	-	-

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額 119,020円53銭
2. 1株当たり中間純利益金額 3,317円97銭

第14期 中間決算公告

平成26年12月26日

東京都千代田区神田錦町三丁目26番地  
ソニー銀行株式会社  
代表取締役社長 石井 茂

中間貸借対照表 (平成26年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	87,160	預 金	1,824,664
コ ー ル ロ ー ン	6,000	コ ー ル マ ネ ー	6,000
金 銭 の 信 託	21,514	借 用 金	40,000
有 価 証 券	764,796	外 国 為 替	88
貸 出 金	1,092,110	そ の 他 負 債	50,322
外 国 為 替	6,499	未 払 法 人 税 等	1,043
そ の 他 資 産	16,243	リ ー ス 債 務	0
そ の 他 の 資 産	16,243	資 産 除 去 債 務	121
有 形 固 定 資 産	694	そ の 他 の 負 債	49,157
無 形 固 定 資 産	2,658	賞 与 引 当 金	331
貸 倒 引 当 金	△1,424	退 職 給 付 引 当 金	609
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	49
		ポ イ ン ト 引 当 金	75
		繰 延 税 金 負 債	94
		負 債 の 部 合 計	1,922,236
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	31,000
		資 本 剰 余 金	21,000
		資 本 準 備 金	21,000
		利 益 剰 余 金	18,156
		そ の 他 利 益 剰 余 金	18,156
		繰 越 利 益 剰 余 金	18,156
		株 主 資 本 合 計	70,156
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,368
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,506
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,861
		純 資 産 の 部 合 計	74,017
資 産 の 部 合 計	1,996,253	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,996,253

中間損益計算書

平成26年4月1日から  
平成26年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>17,336</b>
資 金 運 用 収 益	13,121
(うち貸出金利息)	(6,994)
(うち有価証券利息配当金)	(6,075)
役 務 取 引 等 収 益	1,272
そ の 他 業 務 収 益	2,776
そ の 他 経 常 収 益	166
<b>経 常 費 用</b>	<b>14,090</b>
資 金 調 達 費 用	4,883
(うち預金利息)	(2,548)
役 務 取 引 等 費 用	1,584
そ の 他 業 務 費 用	82
営 業 経 費	7,530
そ の 他 経 常 費 用	10
<b>経 常 利 益</b>	<b>3,245</b>
<b>税 引 前 中 間 純 利 益</b>	<b>3,245</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	967
法 人 税 等 調 整 額	203
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>1,170</b>
<b>中 間 純 利 益</b>	<b>2,075</b>

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法（当社の建物は、建物附属設備のみであります。）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～18年
その他	2年～20年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (5) ポイント引当金

ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

#### 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

### 会計方針の変更等

#### 1. 「退職給付に関する会計基準」の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間期の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間期の期首の退職給付引当金が16百万円、繰延税金資産が5百万円それぞれ増加し、繰越利益剰余金が10百万円減少しております。また、当中間期の経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。

### 表示方法の変更

#### 1. （中間損益計算書関係）

従来、その他有価証券の金利リスクヘッジに係る損益のうちヘッジ手段である金利スワップ等の利息相当額は、その他業務収益及びその他業務費用に含めておりましたが、当中間会計期間より資金運用収益及び資金調達費用に含めて計上することに変更しております。

この変更は、ヘッジ対象である債券の運用残高の増大に伴い、当該ヘッジ取引の重要性が高まったこと等から、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益の区分を一致させることにより、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため行うものであります。

この結果、前中間会計期間において、その他業務費用に計上していた782百万円は、その他業務収益334百万円、資金調達費用1,116百万円として組み替えております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,050 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は184百万円、延滞債権額は1,394百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は1,731百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,311百万円であります。なお、上記2. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、2,000百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	28,498 百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	6,000 百万円
借入金	20,000 百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券29,980百万円を差し入れております。また、その他資産には、先物取引差入証拠金100百万円、保証金391百万円が含まれております。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,486百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが18,612百万円あります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,699 百万円
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。
10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は11.80%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益55百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成 26 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照 表計上額を超えるも の	国債	7,966	8,355	388
	社債	339	355	16
	小計	8,305	8,711	405
時価が中間貸借対照 表計上額を超えない もの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		8,305	8,711	405

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 26 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2,050

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価等の記載を省略しております。

3. その他有価証券 (平成 26 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	債券	249,278	242,228	7,049
	国債	58,689	55,826	2,863
	地方債	56,628	54,648	1,979
	社債	133,960	131,753	2,206
	その他	357,613	350,974	6,639
	外国債券	353,659	348,688	4,971
	その他の証券	3,954	2,286	1,668
	小計	606,892	593,202	13,689
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	債券	3,000	3,000	△0
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	3,000	3,000	△0
	その他	144,547	144,907	△359
	外国債券	144,547	144,907	△359
	その他の証券	-	-	-
	小計	147,547	147,908	△360
合計		754,439	741,111	13,328

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成26年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	当中間会計期間の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	514	-

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成26年9月30日現在)

	中間貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	21,000	21,000	-	-	-

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

有価証券評価損	772	百万円
貸倒引当金	467	
賞与引当金	117	
繰延ヘッジ損失	1,385	
その他	643	

繰延税金資産小計 3,392

評価性引当額 △832

繰延税金資産合計 2,559

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,598	
その他	56	

繰延税金負債合計 2,654

繰延税金負債の純額 94 百万円

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 119,382円71銭
- 1株当たり中間純利益金額 3,346円92銭